

公 示

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度技能検定（後期実施）について次のとおり公示する。

令和 6 年 9 月 2 日

香川県知事 池田 豊人

1 実施職種

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 特級 | 19 職種 |
| (2) 1 級及び 2 級 | 30 職種 35 作業 |
| (3) 単一等級 | 1 職種 1 作業 |
| (4) 3 級 | 17 職種 17 作業（うち、1 職種 1 作業は学科試験のみ実施） |
- 各級の職種・作業の内訳は、別添「令和 6 年度技能検定後期実施職種一覧」のとおりである。

2 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

3 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

① 実施期日

令和 6 年 12 月 5 日（木曜日）から令和 7 年 2 月 16 日（日曜日）までの間において、別途、香川県職業能力開発協会が指定する日

② 実施場所

別途、香川県職業能力開発協会が指定する場所

③ 問題の公表

実技試験問題は、令和 6 年 11 月 28 日（木曜日）から香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

① 実施期日

検定職種ごとに定め、別添「令和 6 年度技能検定後期実施職種一覧」のとおりである。

② 実施場所

香川県立高等技術学校内 地域職業訓練センター（高松市郷東町 587 番地 1）外

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ① 受検申請書（以下「申請書」という。）
- ② 受検手数料
- ③ 本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証、生徒手帳等）の写し
- ④ 技能検定受検手数料の減免書類（雇用保険被保険者証等の写し（手数料の減免を受けようとする方のみ））
- ⑤ 免除資格証明書類（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする方のみ）
- ⑥ 受検資格証明書類（下位等級合格後の実務経験年数を受検資格とする方のみ）

(2) 提出先

香川県職業能力開発協会
高松市郷東町 587 番地 1
電話番号 087-882-2854

(3) 受付期間

令和6年10月7日（月曜日）から同月18日（金曜日）まで（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。

(4) 受検申請に関する注意

- ① 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。
なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封の上、香川県職業能力開発協会に請求すること。
- ② 提出書類を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
なお、郵送による受検申請は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。
- ③ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請をすることができる。

5 受検手数料

(1) 実技試験手数料

別添「令和6年度技能検定後期実施職種一覧」のとおりである。

この表において「在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校

において訓練を受けている者又は同法第 25 条の規定による認定職業訓練施設において訓練を受けている者であって就職していないもの（職業能力開発促進法施行規則第 9 条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）

- ② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校又は各種学校に在学している者
- ③ ①②に準ずる者として知事が認めるもの

この表において「減免対象者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

- ① 3 級の技能検定に係る実技試験を受検する者であって、令和 6 年 4 月 1 日において 23 歳に達していないもの
- ② 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

この表において「在職者」とは、受検申請日において雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者である者をいう。

(2) 学科試験手数料（全職種） 3,100 円

(3) 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

6 合格発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対し、香川県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和 7 年 3 月 14 日（金曜日）から同月 27 日（木曜日）まで、香川県ホームページ中、労働政策課のページ内において発表するとともに、香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示する。

(3) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、特級、1 級又は単一等級に

については厚生労働大臣が、2級又は3級については香川県知事が発行する合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課（電話番号 087-832-3367）又は香川県職業能力開発協会（電話番号 087-882-2854）に問い合わせること。